

活動交通費細則 (Ver. 1-2)

ワーカーズコレクティブ千葉県連合会

この規則は、活動にかかる交通費について規定するものとする。
交通手段として公共交通機関、自家用車の利用を原則として認め、それについて規定するものとする。

1. 公共交通機関

自宅から活動場所までの電車及び路線バスの往復運賃を対象とし、実費を支給する。
ICカードを利用した場合はその実費とする。

2. 自家用車を利用する場合

自宅から活動場所までの距離を対象とし、20 円/kmを支給する。
駐車料金、高速道路料金は対象外とする。

3. 自家用車を利用する場合で、やむを得ず駐車料金、高速道路料金などを利用する場合は 事前に理事会の承認を得ることとする。

4. 原則、Zoom 会議参加における交通費は上記に該当せず支給しないこととする。 (2020 年 7 月 29 日 追加)

2017 年 10 月 1 日施行